

平成 30 年度内閣府本府実施施策に係る政策評価書（案）
事例集

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-2(政策2-施策①))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	重要施策に関する広報					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民への周知と理解を促進する。					
施策の概要	<p>【施策の概要】 政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。</p> <p>【平成30年度に実施した具体的取組】 ・テレビCMでは、4月に「マイナンバーカード」(学生さんのお助けカード編)2種類、10月に「高齢者の消費者被害防止」、1月に「北海道胆振東部地震復興「全国向け」北海道観光誘致編」と「平成30年7月豪雨復興「全国向け」岡山・広島・愛媛観光誘致編」、3月に「東北の観光編2019」と「マイナンバーカードの普及促進」をテーマとして放送した。</p> <p>・新聞広告(記事下)では、7月に「再販防止」、10月に「里親制度」と「高齢者の消費者被害防止」、2月に「天皇陛下御在位30年」、3月に「北海道・岡山・広島・愛媛への観光」と「マイナンバーカードの普及促進」と「働き方改革」をテーマとして掲載した。</p> <p>・ウェブサイト「政府広報オンライン」では、政府の重要施策や国民の暮らしに役立つ記事情報を掲載したり、各テーマの広報内容を集約したポータルサイトとして機能した。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の状況	当初予算(a)	4,539	4,539	4,587	4,587
		補正予算(b)	1,976	2,802	1,849	
		繰越し等(c)	228	-1,941	165	
		合計(a+b+c)	6,743	5,400	6,601	
執行額	6,774	5,785	6,585			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						達成状況	
				基準値	目標値	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値		
						29年度	30年度	26年度	27年度		28年度
□	1. 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	□	重要施策に関する広報理解度(テレビ)	78.6	78.5	78.5	77.9	79.4	78.6	78.5	○
						81.0	77.6	88.5	88.7	81.8	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・放送媒体の主要メディアであるテレビについて、(株)ビデオリサーチ社のテレビCMに関する調査「テレビCMカルテ」における「内容理解度」(CM認知者ベース)を指標とする。目標値は「テレビCMカルテ」のデータにおける、全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。							
□	2. 重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下)	□	重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下)	83.6	83.7	81.5	77.5	81.3	83.6	83.7	○
						76.1	87.4	87.9	89.4	91.1	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・出版媒体の主要メディアである新聞(記事下広告)について、(株)ビデオリサーチ社の新聞広告に関する調査「J-MONITOR」における「広告理解度」(広告接触者ベース)を指標とする。目標値は「J-MONITOR」のデータにおける、全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。							
□	3. ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	□	ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	40,572,261	対前年度実績以上	19,801,855	29,781,969	34,670,163	35,547,361	40,572,261	△
						29,181,969	34,070,163	35,047,361	40,572,261	24,036,134	
				【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。							

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠)
施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】 各広報テーマの訴求主題や主な訴求対象を明確にし、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討。より効果的で効率的な広報を実施することにより、国民への周知と理解度を向上させることを目指した。</p> <p>(1) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(テレビ)」については、目標を達成した。 「マイナンバーカード(学生さんのお助けカード)」2種類78.4%と77.2%、「高齢者の消費者被害防止」87.1%、「北海道胆振東部地震復興「全国向け」北海道観光誘致編」79.2%、「平成30年7月豪雨復興「全国向け」岡山・広島・愛媛観光誘致編」83.8%、「東北の観光編2019」83.1%、「マイナンバーカードの普及促進」83.7%。特に「高齢者の消費者被害防止」では、落語家の林家たい平さんが高齢者に分かりやすく語り掛けることによって自分事として関心を高め、9割近い理解度を得ることができ目標を上回った。</p> <p>(2) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(新聞)」については、目標を達成した。 「再販防止」90.2%、「里親制度」93.5%、「高齢者の消費者被害防止」93.9%、「天皇陛下御在位30年」94.3%、「北海道・岡山・広島・愛媛への観光」89.8%、「マイナンバーカードの普及促進」92.3%、「働き方改革」83.7%。特に「マイナンバーカード普及促進」では、俳優の高橋英樹さんを起用し、各ターゲットの生活シーンに合わせたメッセージでカード取得の利便性や簡単さを周知したことにより、9割を超える理解度で目標を上回った。</p> <p>(3) 測定指標「ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数」については、総ページビュー数24,036,134 国民ニーズや社会情勢に合った内容・タイミングでネット広報を展開するとともに、キャンペーン広報においても、内容の充実を図るため特集ホームページを作成し、より多くの人々が内容を理解できる広報展開に努め、月平均200万ページビューを獲得した。 前年度から減少した要因としては、前年度は弾道ミサイル落下時の行動など国民が幅広く高い関心を寄せるコンテンツがあったことや誘引に効果があった媒体が廃止されたことなどが考えられる。今後の改善としては、誘引に効果が期待できる新たな媒体を選定し、その活用を図ることとしている。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】 測定指標1に関しては、引き続きテレビCMカルテの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。 測定指標2に関しては、引き続きJ-MONITORの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。 測定指標3に関しては、平成30年度実績以上に目標値を設定して目標達成に努めることとする。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】 テレビは、(株)ビデオリサーチ社の実施する調査「テレビCMカルテ」 新聞は、(株)ビデオリサーチ社・新聞社が実施する調査「J-MONITOR」</p>
学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じてご意見を伺いながら、より効果的な広報戦略の検討を行っている。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成30年度 広報効果測定一覧(テレビCM)添付1 平成30年度 広報効果測定一覧(新聞広告)添付2
担当部局名	大臣官房政府広報室
政策評価実施時期	令和元年8月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-16(政策4-施策3))

政策名	地方創生の推進						
施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進						
達成すべき目標	地方への人材還流における民間マーケットの発展を目指し、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等を通じて、地域全体の活性化を実現する。また、地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく。						
施策の概要	【施策の概要】 各自自治体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入っている中、地域企業が成長を実現するためのプロフェッショナル人材の採用支援や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材を発掘・育成していく。						
	【平成30年度に実施した具体的取組】 潜在成長力のある地域企業に対して、新販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促すとともに、それを実践できるプロフェッショナル人材の採用を支援するため、各道府県は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。平成30年度は、継続的に地域企業の掘り起しを進めるとともに、人材ビジネス事業者・都市部大企業等との連携強化や、業種をはじめとした柔軟な働き方改革の促進、地域商社・DMO等に対する人材面での支援等による地方への多様な人材還流ルートの開拓を推進した。また、地域における地方創生人材の育成に向けては、地方創生に真に必要な実践的な知識をeラーニング形式で幅広く提供する地方創生カレッジを平成28年12月に開講している。開講以降、講座の拡充に努め、平成31年3月末時点で162講座が開講している。受講者は18,672人となっており、地方創生に携わる関係者が知見を共有し、相互にアイデアを提案するためのWebサイト「地方創生「連携・交流ひろば」」の充実を図るなど、地域における地方創生人材の育成を支援している。						
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	予算の状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
			当初予算(a)	0	0	298	356
			補正予算(b)	700	0	99	
			繰越し等(c)	686	700	▲99	
			合計(a+b+c)	1,386	700	298	
執行額	1,272	700	295				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(第2章6.(1))、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」Ⅲ.2.(2)、Ⅳ.2.(1)、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」Ⅳ.2.(1)						

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
						年度ごとの実績値					
□	2	地方創生カレッジの受講者数(累計)	26年度	令和元年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	□	
			0人	1万人(累計)	0	0	0	0	0		
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ・地方創生に真に必要な実践的なカリキュラム(eラーニング)を構築し、幅広く提供することを通じて、全国各地に地方創生を担う人材の育成・確保を図る。 ・地方創生カレッジは平成28年12月に開講しているものの、引続き、講座の拡充や有料化の実施など検討が必要な項目が多く、その影響を加味した各年度の目標設定は困難なことから、最終年度の目標値のみを設定する。											

参考指標	1. プロフェッショナル人材事業戦略拠点等を通じた成約件数	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		—	26件	1,006件	1,847件	2,616件

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1は30年度目標比83.0%の進捗となったため。また、測定指標2は平成30年度において令和元年度の累計目標値(10,000人)に対し186.7%の進捗となったことから、上記の判断とした。	
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1は目標を達成できなかった。 ・本事業は、地域企業の成長戦略や課題、必要な人材像を明確化することで、人材の採用を支援する事業であるが、事業開始から4年目となる平成30年度は、地域企業の抱える潜在ニーズを引き出し、企業からの相談に対しより丁寧に対応することで、ミスマッチを極小化することに努めた観点が多かったことが要因と考えられる。相談件数は平成29年度と比較し微増していることに加え、成約件数は平成29年度を大きく上回る実績となっている。 ○測定指標2は目標を達成した。 ・開講後2～3年間で受講者10,000人を目標としていた中、開講から約1年(平成29年11月)でこの目標に到達。平成30年度は、引き続き講座を充実させるとともに、地方公共団体や、地域金融機関など地域経済を担う企業の職員に向け地方創生カレッジの普及・促進に注力したことが目標を大幅前倒して達成した要因と考えられる。 【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 特になし	
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・これまで順調に施策が進展してきたところであるが、さらなる実績を積み上げるべく、各拠点への支援、連携強化等により事業を推進してまいりたい。 ○測定指標2については、目標を達成したものの、引き続き、幅広い受講者層の拡大に努めることとする。 ・受講者のニーズ、「地方創生人材育成のための推進会議」における委員との意見交換、今後の各施策の展開等を踏まえ、更なる充実を図っていくことが、各自自治体等における地方創生の取組を加速化・深化させるために重要であるため、引き続き推進してまいりたい。 【根拠とした統計・データ等】 ○地方創生カレッジ受講データ (受講者の推移) https://chihousei-college.jp/transition.html (受講者の内訳) https://chihousei-college.jp/breakdown.html	
	学識経験を有する者の知見の活用	—	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		
担当部局名	地方創生推進室	政策評価実施時期	令和元年8月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-30(政策9-施策②))

政策名	防災政策の推進					
施策名	国際防災協力の推進					
達成すべき目標	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る。					
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>平成27年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。</p>					
	<p>【平成30年度に実施した具体的取組】</p> <p>平成30年度は、国連国際防災戦略事務局等を通じた仙台防災枠組の進捗を図る指標作成への貢献や、第8回アジア防災閣僚級会議等の国際会議の場や、国際復興支援プラットフォーム(IRP)、ホームページ等を通じた、同枠組の優先行動のひとつである「より良い復興」事例の共有・重要性の発信等を実施した。</p> <p>また、アジア防災センター(ADRC)を通じて、研究員受入れ制度をはじめとする人材育成プログラムなどの防災協力や、アジア諸国の防災機関によるタウンウォッチングなどを実施した。</p> <p>※仙台防災枠組：平成27年3月の第3回国連防災世界会議で採択された国際的防災指針 国連国際防災戦略事務局：国連組織の防災担当部局として、平成12年にジュネーブを本部として発足し、国際防災協力の枠組構築、調整のための中心的役割を果たすと共に、各国の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な取組を推進 国際復興支援プラットフォーム：平成17年5月に設立され、大規模災害からの「Build Back Better(より良い復興)」を促進するための国際的な協力の枠組として、復興支援ツールの開発や人材育成事業の実施、復興優良事例や経験・教訓の集約と情報発信等の活動を実施</p>					
施策の予算額・執行額 (単位：百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の状況	当初予算(a)	287	272	267	265
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-21	-	-
		合計(a+b+c)	287	251	-	-
執行額	229	231	259	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント 					

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況							
				基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成状況	
						年度ごとの実績値					
定量的指標		□	1. アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	-	令和元年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
				-	60%	-	-	60%	60%	89%	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】											
指標1: 各国間での防災情報の共有を図る会議に出席した防災実務者の会議への満足度(設定理由) 各国の防災実務者の満足度が増加することで、防災能力の強化、国際防災協力を推進するため。 ※アジア防災会議: 日本政府、国連国際防災戦略事務局及びアジア防災センターの共催により、災害の頻発するアジア地域における防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換を行い、関係機関との連携を促進することを目的とする会議											
定量的指標		□	2. 「より良い復興」事例調査ページアクセス数	-	令和元年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
				-	5,000回	-	-	50,000回	50,000回	5,000回	
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】											
指標2: 「仙台防災枠組2015-2030」で優先行動に位置づけられた「より良い復興」事例を掲載したホームページのアクセス数(設定理由) 「より良い復興」を実施するためのノウハウや実施に当たっての留意点等を紹介するサイトのアクセス数が増加することで、当該考え方の普及・啓発が進み、仙台防災枠組の定着に資するため。 ※より良い復興: 災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、災害に対してより強靱な地域づくりを行うという考え方											

参考指標	1. アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		8	6	6	6	6

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標1, 2共に目標を達成したことから、上記判断とした。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標1については目標を達成した。 ・質疑に多くの時間を割くなど、過去のアンケート結果等を考慮した内容が主な要因として考えられる。 ○測定指標2については目標を達成した。 ・本指標は31の加盟国を有し、様々なコンテンツが含まれるアジア防災センターポータルサイトへのアクセス数が約5万回であることから、これを参考にしたものである。他方、「より良い復興」事例調査ページは内閣府ホームページ内のコンテンツであり、ADRCポータルサイトと同列に扱うという設定にそもそも無理があったため未達となっており、目標値を見直したところ。先進国はもとより資金難の発展途上国などでは理解が難しい「より良い復興」について、具体の事例を紹介することで、会議等においてその重要性の認識が深まったといった反応があるなど、成果もあることから、引き続きその発信に努める。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 -</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については目標を大幅に達成しているところではあるが、引き続き会議出席者の高い満足度が得られる、質の高い内容となるよう努力する。 ○測定指標2については、第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たっての留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していくものである。関係サイトとのリンク促進や広報等を通じて改善を図ることとする。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】 -</p>
学識経験を有する者の知見の活用	-	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成30年度アジア地域における多国間防災協力推進に関する調査(平成31年3月)	
担当部局名	政策統括官(防災担当)	政策評価実施時期 令和元年8月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府30-54(政策17-施策①))

政策名	迎賓施設の適切な運営				
施策名	迎賓施設の適切な運営				
達成すべき目標	「観光先進国」実現のため、迎賓館の「一般公開」及び「特別開館」を実施し、迎賓施設への理解を促進する。				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>国の迎賓施設として、海外の賓客に対し安全・快適な施設の提供が出来るよう迎賓施設の管理・運営を行う。また、「迎賓館の公開・開放」は安倍内閣の掲げる重要施策である「観光先進国」のうち、「公的施設の公開・開放」においてシンボリックの意味合いを持つことから観光の呼び水としての役割を果たすため、接遇に支障のない範囲で可能な限り通年で一般公開を実施するとともに、迎賓館の貸出を行う「特別開館」を実施する。</p> <p>【平成30年度に実施した具体的取組】</p> <p>○平成29年度に引き続き、接遇等に支障のない範囲で可能な限り通年で一般公開を実施、赤坂迎賓館では274日間、京都迎賓館では248日間公開した(平成29年度の公開実施日数は、赤坂249日間、京都243日間)。 ○一般公開の更なる魅力向上を図るため、季節や周年等に応じた特別企画等を実施し、満足度の向上を図った。 ○旅行者等にホールセールし、施設を貸し切って行う少人数特別ガイドツアーを試験的に実施した。(赤坂5日間) ○日本の伝統技能や文化をテーマにした特別企画「文化サロン」を実施した。(京都2日間) ○「天皇陛下御在位三十年慶祝行事等」の政府全体の取組の一つとして、一般公開における施設の無料公開を実施した。 ○一般公開の参観料について、試験的な取組を実施した上で、フォトガイドブックの配布、参観アプリの導入、デジタルサイネージの設置など一般公開の魅力向上の取組を行い、10月からサービスに見合った参観料に改定した。 ○特別開館HPでユーザーに分かりやすい情報提供を行い、その結果、赤坂迎賓館で2件、京都迎賓館で1件の特別開館を実施した。</p>				
	施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算の状況	当初予算(a)	297	1,122	1,145	1,101
	補正予算(b)	945	-		
	繰越し等(c)	-100	100		
	合計(a+b+c)	1,142	1,222	1,145	
執行額		852	1,091	985	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)				

測定指標	区分	主要な指標	測定指標	施策の実績・進捗状況						達成状況	
				基準値	目標値	年度ごとの目標値			年度ごとの実績値		
				29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	区分	主要な指標	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均	2,220	2,220	-	-	-	4,000	2,220	△
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成29年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成29年度)の数値を基準値として設定した。								
定量的指標	区分	主要な指標	2. 京都迎賓館の一般公開における一日当たり参観者数の平均	[自由参観方式] 748 [ガイドツアー方式] 405	[自由参観方式] 748 [ガイドツアー方式] 405	-	-	[自由参観方式] 1,064 [ガイドツアー方式] 615	[自由参観方式] 748 [ガイドツアー方式] 405	[自由参観方式] 748 [ガイドツアー方式] 405	△
			【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開を開始。接遇及び特別開館との兼ね合いから公開可能日数が変化することから、前年度(平成29年度)に引き続き、一日当たり参観者数の平均を測定指標とし、前年度(平成29年度)の数値を基準値として設定した。								

測定指標	定量的指標	3. 迎賓館赤坂離宮一般公開における参観者数のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			年度ごとの実績値							
			29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	<input type="checkbox"/>		2.90%	10%以下	-	-	10%以下	10%以下	10%以下	○
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】										
平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開が開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。										
基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況			
年度ごとの実績値										
29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
	<input type="checkbox"/>		3.60%	10%以下	-	-	10%以下	10%以下	10%以下	○
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】										
平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。平成28年4月より、通年公開が開始されたことから、アンケートを実施し、公開の実施方法等の分析を行うことがより良い一般公開の運営につながると考えられることから当該測定指標を設定した。										
基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況			
年度ごとの実績値										
29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
	<input checked="" type="checkbox"/>		36,992	前年度以上	-	-	-	前年度以上	前年度以上	□
【測定指標の定義及び選定理由並びに目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】										
平成28年3月30日に決定された、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「観光は真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、「観光先進国」の実現に向け、「赤坂や京都の迎賓館をはじめ、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放し、「観光の呼び水」とする」と示され、迎賓館の公開・開放が、そのシンボルと位置付けられているところ。「開放」にあたる「特別開館」は国有財産の積極的利用にあたることから、「特別開館」に対する周知度を測定する為に当該測定指標を設定した。										

参考指標	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開HPの閲覧数	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		-	360,000	5,100,000	1,600,000	2,580,000
参考指標	2. 京都迎賓館の一般公開HPの閲覧数	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		-	5,750	1,020,000	589,000	606,000
参考指標	3. 「接客」に関するHPの閲覧数	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		4,000	2,500	3,400	1,360	175,000
参考指標	4. 外国人参観者数	実績値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		-	-	3,253	8,469	14,788

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない (判断根拠) 測定指標3,4については目標を達成、測定指標5については目標を超過して達成したが、主要な指標である1,2について目標を達成していないため、上記判断とした。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標1,2については目標未達成となった。 ・外国の賓客を接遇する日数等が少なかったため、参観実施日数が前年度に比べ多くなり参観者が分散したことや、参観料の値上げや通年公開3年目となり、さらに参観者数が落ち着いてきたことが主な要因と考えられる。</p> <p>○測定指標3,4については目標を達成した。 ・参観者のニーズが高いと思われる特別企画の実施や、参観料金改定に合わせて実施したフォトガイドブックの配布、参観アプリの導入、デジタルサイネージの設置などの一般公開の魅力向上の取組が主な要因として考えられる。</p> <p>○測定指標5については目標を超過して達成した。 ・HPにおいてユーザーに分かりやすい情報提供を行ったことが主な要因と考えられる。</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 前年度に比べ接遇日程が少なく、参観実施日数が多くなったため、参観者が分散した。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>○測定指標1,2について、検討する。 ・一般公開において、観光立国の実現に資するよう、更なるニーズの把握に努め、参観者の満足度向上、リピーターや外国人観光客の増加に向けて、旅行業者等にホールセールし、施設を貸し切って行う少人数特別ガイドツアーの試験的实施や、音声ガイドや参観アプリ、フォトガイドブックなどの多言語化対応、一般公開における施設の無料公開を実施するなど多様な取組を進めてきており、「1日の平均参観者数」では測れない効果を測定できる主要な指標について検討する。</p> <p>○測定指標3,4,5については、引き続き目標の達成に努めることとする。 ・これまで順調に実績が推移しているため、測定指標は妥当であると考えられ、引き続き参観者のニーズに応じた一般参観や特別開館HPでのユーザーに分かりやすい情報提供に努めてまいりたい。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p>
学識経験を有する者の知見の活用		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	通年公開(赤坂、京都)の不满割合:アンケート結果	
担当部局名	迎賓館	政策評価実施時期 令和元年8月

総合評価書

1. 評価対象施策

子どもの貧困対策の総合的推進

2. 担当部局

政策統括官（共生社会政策担当）

3. 政策評価時期

令和元年 8 月

4. 評価対象期間

平成 26 年度から平成 30 年度

5. 施策の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。

6. 施策の目的

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指す。

[参考] 子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 1 条、第 2 条第 1 項
子供の貧困対策に関する大綱 第 2 基本的な方針

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	135	2634	1158	916	552
執行額	83	325	380		—

※ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（子どもの貧困対策担当）付 において実施される施策の予算に限る。

8. 施策の実施状況

(1) 教育の支援

○スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）の配置を拡充し、教育相談体制を整備

- ・ SSW 約 1,500 人（平成 26 年度予算）→7,547 人（平成 30 年度予算）
- ・ SC 23,800 校（平成 26 年度予算）→26,700 校（平成 30 年度予算）

- ・平成 27 年度より、子供の貧困対策が求められる学校等について、配置日数を増やす仕組みを新設、継続実施。
- 平成 29 年 11 月 教育職員免許法施行規則改正
- ・平成 31 年 4 月以降の入学生から、貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援について、教員養成課程において必ず修得することとした。
- 高等学校等における就学継続のための支援の推進
- ・全国の公立高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握を行い、これを踏まえて、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方等を示した通知を平成 29 年度に発出。
- 地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を実施。
- ・1,751 か所（平成 27 年度新設時）→ 2,813 か所（平成 29 年度実施）
- 幼児教育・保育の段階的無償化
- ・平成 26 年度以降幼児教育・保育の無償化に段階的に取り組み、生活保護世帯の全ての子供を無償、住宅税非課税世帯の第 2 子を無償、年収 360 万円未満の世帯において、ひとり親世帯では第 1 子半額、第 2 子以降無償、それ以外の世帯では、第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子半額、第 3 子以降無償、等を実施。
 - ・平成 31 年 10 月以降、3 歳から 5 歳までの子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。
- 大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れの加速
- ・給付型奨学金を平成 29 年度に創設、先行実施（2,800 人）。平成 30 年度より本格実施（20,000 人）。
 - ・無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施

	平成 26 年度予算	平成 30 年度予算
給付型奨学金	—	2 万 2,800 人
無利子奨学金	44 万 1,000 人	53 万 5,000 人
有利子奨学金	95 万 7,000 人	75 万 7,000 人

- ・平成 29 年度以降の無利子奨学金新規貸与者より対象とする新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入（平成 26 年度補正予算よりシステム開発に着手）

○生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援実施の拡大

- ・生活困窮者自立支援法の任意事業としての学習支援事業の実施率
平成 27 年度：33% → 平成 29 年度：56%

○子どもの生活・学習支援事業の実施

- ・ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を実施。

○児童養護施設等に入所する中学生の学習支援（平成 26 年度以降）

- ・大学生や教員OB等による学習指導実施
- ・学習塾を利用した場合の月謝等の費用を措置費等に計上

○就学援助の活用・充実

- ・平成 27 年度から「就学援助ポータルサイト」において、実施状況等調査の集計結果等を公表、適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促進。
- ・平成 29 年度には、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒学用品費等の予算単価を約 2 倍に増額。小学校へ入学する年度の開始前に支給した新入学学用品費等を新たに補助対象にできるよう、要綱を改正。

○「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減

- ・平成 26 年度より高校生等奨学給付金事業を新たに創設し、生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減。
- ・高等学校等就学支援金制度については、国公立を問わず、平成 26 年度より、所得制限（年収約 910 万円未満）を設け、それによって生じた財源で私立学校に通う低所得世帯への支給額の引上げ等を実施。
- ・平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、現行の高等学校等就学支援金を拡充し、2020 年度までに、安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料実質無償化を実現。

(2) 生活の支援

- 「新・放課後子ども総合プラン」を策定（平成 30 年 9 月）
 - ・2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ 2023 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備する。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期等に、生活、就業、養育費確保等ひとり親が抱える問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（平成 28 年度～）
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - ・平成 27 年度に創設。施設退所後、就職する者については家賃相当額、進学する者については家賃相当額に加え生活費が貸付の対象。また、施設入所中の児童等については就職に必要な資格取得のための費用が貸付の対象。
 - ・一定期間就業を継続すること等により返済免除。
 - ・これまでに全都道府県で実施。
- 社会的養護自立支援事業
 - ・平成 29 年度に創設。里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する。

(3) 保護者の就労の支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
 - ・平成 27 年度に創設。高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付。
 - ・平成 28 年度から、支給期間を 2 年から 3 年に拡充し、養成期間が 3 年の資格（看護師等）についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も 2 年以上から 1 年以上に緩和して、調理師や製菓衛生師等の資格も対象に拡大。
 - ・平成 30 年度からは、准看護師の養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算 3 年分の給付金を支給できるよう支援拡大。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・平成 27 年度に創設。ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用を最大で 6 割支給（上限 15 万円）。

(4) 経済的支援

○児童扶養手当

- ・平成 28 年度に、第 2 子加算額を 5 千円から 1 万円へ、第 3 子以降加算額を 3 千円から 6 千円へ増額。
(第 2 子加算額は 36 年ぶり、第 3 子以降加算額は 22 年ぶりの引上げ)
- ・平成 30 年 8 月支給分より、全部支給の所得制限限度額を 130 万円から 160 万円へ引上げ。
- ・平成 31 年 11 月支払より、支払回数を年 3 回から年 6 回に見直し。

○生活保護世帯の子供の進学支援

- ・平成 27 年度に、学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした。
- ・平成 28 年度以降、就労や早期の保護脱却に資する費用を収入認定除外の対象とした(平成 30 年 4 月には、受験料を対象として明示。)
- ・平成 30 年 4 月より、住宅扶助費については同居する当該進学者も世帯人数として数え、住宅扶助費を減額しないこととした。
- ・平成 30 年 6 月より、生活保護受給世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給。

○養育費等の確保支援

- ・養育費等の取決めについて解説したパンフの離婚届書との同時交付
- ・民事執行法制の見直し

(5) その他

○子供の未来応援国民運動の推進(内閣府にて実施)

- ・平成 27 年 4 月の「子供の未来応援国民運動」発起人集会にて採択された趣意書に基づき、同年 10 月に「子供の未来応援国民運動」が始動。
- ・国民運動の一環として
 - ◇ 企業や個人から寄せられた寄付金で草の根で支援を行う NPO 等の活動支援を行う「子供の未来応援基金」を創設。平成 30 年 9 月末時点で寄付累計総額が約 10 億円にのぼり、現在まで 2 度にわたり延べ 165 団体に対し支援金を交付。
 - ◇ 支援を必要とする NPO 等民間団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進するため、学習支援、子供食堂、フードバンクの各分野における全国的なネットワークを有する団体と連携し「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」を発足。
 - ◇ 企業、NPO 等団体、市民、自治体等が一堂に会して、子供の貧困対策に係る情報や認識の共有・連携を行うきっかけづくりの場となる「子供の貧

困対策マッチング・フォーラム」を全国で開催。

○地域子供の未来応援交付金（内閣府にて実施）

- ・平成 27 年に、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるべく、教育・福祉の分野を始め地域における多様な関係者の連携・協力のもと地域の実情に応じた効果的な施策を講じられるよう、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として創設。
- ・268 自治体に対し、約 7 億円を交付決定（平成 30 年 8 月末時点）。

9. 政策効果の把握

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて設置された子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）の下に、関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議を置き、同会議において検証・評価することとしている。

現在、新たな大綱の作成に向けて、子供の貧困対策に関する有識者会議において幅広く意見を聴取し、議論を行っており、その議論も踏まえ、最終的な検証・評価を行う予定である。

このため、現時点で大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等に対する最終的な評価を行うことは困難であるが、現時点における評価結果は次項のとおりであり、政策としては、一定程度の進展が見られた。

10. 政策評価の結果

(1) 平成 26 年度以降これまでの子供の貧困対策に関する歩みについて

- ・全国各地で様々な施策を精力的に実施した結果、相対的貧困という捉え方が国民に随分広がり、大綱に掲げられた 25 の指標が改善していることは評価。
- ・しかし、子どもの貧困率やひとり親の状況は依然として厳しい。この 5 年間の流れを断ち切ることなく、今後も継続的に施策を実施していく必要。

(2) 大綱に掲げられた 25 の指標の現状 ※令和元年 6 月 25 日時点

指標	大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率	90.8% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	93.7% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率	5.3% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	4.1% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	32.9% (平成 25 年 4 月 1 日現在)	36.0% (平成 30 年 4 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成 26 年 5 月 1 日現在)	95.8% (平成 30 年 5 月 1 日現在)

児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	72.3% (平成23年度)	73.4% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)
スクールソーシャルワーカー の配置人数	1008人 (平成25年度実績)	2041人 (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(小学校)	37.6% (平成24年度実績)	66.0% (平成29年度実績)
スクールカウンセラーの配置 率(中学校)	82.4% (平成24年度実績)	89.6% (平成29年度実績)
就学援助制度に関する周知状 況 (毎年度の進級時に学校で就学援助 制度の書類を配付している市町村の 割合)	61.9% (平成25年度)	77.9% (平成29年度)
就学援助制度に関する周知状 況 (入学時に学校で就学援助制度の書 類を配付している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	75.4% (平成29年度)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(無利子)	予約採用段階 40.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
日本学生支援機構の奨学金の 貸与基準を満たす希望者のう ち、奨学金の貸与を認められ た者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の 就職率 (高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)

児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	2. 1 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	2. 4 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
児童養護施設の子供の就職率 (高等学校卒業後)	69. 8 % (平成 26 年 5 月 1 日現在)	62. 5 % (平成 30 年 5 月 1 日現在)
ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0. 8 % (平成 23 年度)	1. 7 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校卒業後)	33. 0 % (平成 23 年度)	24. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	80. 6 % (平成 23 年度)	81. 8 % (平成 28 年度)
ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	91. 3 % (平成 23 年度)	85. 4 % (平成 28 年度)
子供の貧困率	16. 3 % (平成 24 年)	13. 9 % (平成 27 年)
子供がいる現役世帯のうち大 人が一人の貧困率	54. 6 % (平成 24 年)	50. 8 % (平成 27 年)

11. 学識経験を有する者の知見の活用

関係団体や学識経験者等からなる子供の貧困対策に関する有識者会議において、大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等を検証・評価することとしている。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

生活保護世帯に属する子供の進学率・中退率・就職率

「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」

児童養護施設の子供の進学率・就職率

「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ」

ひとり親家庭の子供の就園率・進学率・就職率、ひとり親家庭の親の就業率

「全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

「文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ」

就学援助制度に関する周知状況

「文部科学省初等中等教育局財務課調べ」

日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子、有利子)

「独立行政法人日本学生支援機構調べ」

子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

子どもの貧困対策の推進に関する法律第7条に基づき、子供の貧困対策に関する有識者会議における議論を経て、毎年8月頃に子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況を内閣府ホームページ上に公表している。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>